

---

令和4年 第110回(定例)神河町議会会議録(第3日)

令和4年12月21日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

令和4年12月21日 午前9時開議

- 日程第1 第96号議案 神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件  
日程第2 第108号議案 神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第3 第110号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第7号)  
日程第4 第112号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第5 第113号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第6 第114号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第7 第116号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第8 第120号議案 神河町教育委員会委員の任命の件  
日程第9 第121号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第8号)  
日程第10 議員派遣の件  
日程第11 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第96号議案 神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件  
日程第2 第108号議案 神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第3 第110号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第7号)  
日程第4 第112号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第5 第113号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第6 第114号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第7 第116号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第8 第120号議案 神河町教育委員会委員の任命の件  
日程第9 第121号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第8号)  
日程第10 議員派遣の件  
日程第11 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

出席議員（10名）

1番	小島義次	7番	松岡宣彦
2番	木村秀幸	8番	藤森正晴
3番	澤田俊一	9番	藤原資広
5番	安部重助	11番	栗原廣哉
6番	吉岡嘉宏	12番	小寺俊輔

欠席議員（1名）

4番 廣納良幸

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小林英和      主査 ..... 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山名宗悟	建設課副課長 .....	藤原寿一
副町長 .....	前田義人	地籍課長 .....	藤田晋作
教育長 .....	入江多喜夫	上下水道課長 .....	谷   総和人
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課長 .....	桐   月俊彦
.....	黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒田勝樹	.....	木村弘美
税務課長 .....	長井千晴	町参事兼病院副院長兼事務長	
住民生活課長 .....	平岡民雄	.....	春   名常洋
住民生活課副課長兼防災特命参事		.....	病院総務課長兼施設課長
.....	井出   博	.....	井   上淳一朗
農林政策課長 .....	前川穂積	.....	教育課長兼給食センター所長
ひと・まち・みらい課長		.....	高   橋宏安
.....	真弓憲吾	.....	教育課参事兼社会教育特命参事
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		.....	宮   本公平
.....	石橋啓明		

午前9時00分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第110回神河町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日、廣納良幸議員、また、町執行部からは、北川会計管理者、岡部総務課長、野崎

建設課長から、病気加療中のためそれぞれ欠席届が提出されております。また、野崎建設課長の代わりに藤原建設課副課長が本会議に出席しておりますので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第1 第96号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、第96号議案、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

澤田俊一総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） おはようございます。3番、総務文教常任委員会委員長の澤田です。それでは、第96号議案、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件の審査報告をいたします。

審査報告書を御覧ください。12月7日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第96号議案につきましては、12月9日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終結後の討論において、安部委員から反対討論が、吉岡委員から賛成討論がありました。採決の結果、賛成委員は少数であり、当委員会としては否決することに決定しました。なお、採決の後、吉岡委員から少数意見の留保の申出があり、小島委員が賛成されたことから、神河町議会会議規則第76条第1項に基づき、少数意見が留保されました。

次に、審査過程での質疑応答の要旨を報告します。最初に、条例の施行規則の内容についての質疑がございました。問いとして、規則第4条第2項に補助金の額は購入費の2分の1と規定されているが、2分の1とした根拠は何か。また、自転車の減価償却は何年ぐらいと見込んでいるか。答えとして、通学に使用する部分とプライベートで使用する部分があるので、2分の1とした。税法上の償却資産としての自転車の耐用年数は2年である。

問いとして、規則第8条第1項に補助金の全部、または一部を取り消す規定があるが、全部と一部の適用の違いは何か。答えとして、補助金交付決定を通知した時点で転出している場合は全額取消しとなる。一部取消しは、同条各号に規定する1年に満たない期間について、月割り計算し、返還していただくとのことであります。

次の問いとして、同条の自転車通学を決定された日とはいつか。答えとして、基本的には4月1日を基準日とする。転入者については、校長が指定した日と考えているとのことであります。

次の問いとして、規則第8条第2項に補助金の返還を求めることができるという規定

があるが、返還を求めない場合もあるのかに対して、答えとして、交通事故や体調の関係で、通学方法をやむを得ずバス通学に変更した場合などであるとの回答でありました。

次に、施策そのものについての質疑がありました。問いとして、小学生のバス通学については4キロメートルが基準となっている。中学生の自転車通学の距離の規定はあるのか。4キロメートル未満の生徒も自転車通学をしてるのであれば、小学校のJR新野駅からの通学定期も補助対象になるのではないかの問いに対しまして、中学生のバス通学と自転車通学は、神河町立学校通学費等の支給に関する条例で通学方法の範囲を規定している。通学方法は、安全性や費用面など検討を重ねバス通学の拡充も行ってきた。今後も社会情勢や子供たちの状態を考えながら、継続的に検討していく。このたびは、その中で中学生の自転車購入の補助を提案しているとの回答です。

次の問いとして、本会議における質疑に対する答弁において、子育て支援を冒頭に掲げられている。それならば、支援が必要なのは自転車通学者だけではない。また、数回しか使わない部活動のために中学校で規定された自転車を買った事例もある。補助対象範囲など細かなところまで練り切れていない条例ではないかの問いに対しまして、答えとして、現在、部活動の練習試合や大会などは公共交通機関を利用しており、部活動のために自転車を購入することは勧めていない。今回の提案は、入学準備に際していろいろと負担になっている中で、高額な自転車購入の負担を少しでも軽減できるようにするためのものであるとのことです。さらに、回答として、子育て支援であれば補助対象範囲などをもう少し検討したほうがいいのではないかということについては、単に保護者の負担軽減ということではなく、神河町立学校通学費等の支給に関する条例に規定のある通学方法について、バス通学は全額公費負担であるが、自転車通学はヘルメット支給のみというところである。以前から、自転車通学について、もう少し補助するべきではないかという議論があった。今回、保護者の経済的負担等を軽減できないかということから提案しているとの回答でありました。

次の問いとして、通学用自転車購入に対する補助はいい施策だと思う。しかし、神河町立学校通学費等の支給に関する条例は長らく改正が行われなかったのに、子育て応援補助や時代の流れという観点で、新たに中学生の自転車購入に関してだけの補助というところがネックになる。なぜ来年4月1日からの施行と急ぐのか。本会議の質疑における矛盾に対する細かな詰めができていない。再検討したほうがいいのではないかの問いに対しまして、答えとして、神河町立学校通学費等の支給に関する条例が十分な議論を経て制定されたので、この考えを軽々に変えるべきではないという指摘を本会議で受けた。しかし、特に負担が大きいと言われてきた通学用自転車購入に関して提案した。子育て支援全体のことは、別に議論させていただきたいとのことです。

次の問いとして、通学用自転車の補助金の上限は3万円、新野駅からJRで通学する小学生の負担は、同様に年間3万円を超える負担である。基本的に、通学距離が4キロまでの通学についての補助はしないという考え方を打開すべきではないかの問いに対し

まして、仮に通学距離が4キロメートル未満なので補助ができないとしている新野駅からのJR通学に関して補助するとなれば、4キロメートル未満で徒歩通学をしている子供たちが全員バス通学となった場合も、当然同様にバスの定期券は補助しなければならなくなる。全ての子供たちをスクールバスで無料で送迎できればよいが、財政負担を考えたときに、一定のところでラインを引かなければならない。引いたラインの前後のところでは不公平感があるということは認識している。バス通学の範囲については、今年3月定例会において、周囲の家の状況を配慮し少し緩和させていただいた経緯があるとの回答でありました。

次の問いです。一定のラインを引くことは理解する。しかし、子育て支援、時代の流れであれば、中学生の自転車購入補助だけで小学生に対する支援はないのかと捉えられてしまうの問いに対しまして、そういう考え方が理解できないわけではない。今回は、長年にわたり課題になってきた通学用自転車にターゲットを当てて、改善すべく提案した。神河町立学校通学費等の支給に関する条例全般を見直そうとしたわけではないとのことでありました。

次の問いです。今回提案があった条例の施行規則では、バス通学者は自転車購入補助金の交付対象ではない。しかし、同じバス通学者であっても、例えば奥猪篠では通学用バスに乗るには国道のバス停まで出なければならない。このようなところはどうかに対しまして、バス通学の範囲において隅々まで運行できていないと指摘をいただいている。バス運行会社とも検討、協議をしてきたが、バスの大きさ、運行時間、乗車人員などの状況もあり、生徒がバス停まで行かなければならないという状況は心苦しく思っているとの回答です。

続いて、負担軽減を図るということであれば、実際にバス停まで自転車で通っている生徒の家庭にも負担がかかっている。多くの方に何らかの負担がかかっているのに、不公平感があるのではないかの問いに対しましては、このたびの提案は中学校通学用自転車の購入補助である。基本は子育て環境への支援、地方創生、そして通学費の公平性というところでの整備を再度行う部分もある。まずは中学校の通学手段について新たな条例を制定するというので、小学校については今回は特に考えていない。通学用自転車については、神河中学校発足時の通学部会の取りまとめた意見を尊重した中で、個人の所有物で通学以外に個人的にも使用することもあるので、自転車購入については補助せず、ヘルメットの支給としている。その後、議会では特に自転車についての意見は出てこなかったが、保護者からは補助について何とかならないかという意見は聞いていた。地方創生事業を強力に進める上で、アクセルを踏み続けなければいけないと考えている。しかし、財政負担が伴うことについてはブレーキという要素も必要である。目標出生数80人に対して、現実がかなりかけ離れてしまっているという実態がある。通学用自転車購入補助だけでは解決はできない。できるところからスピード感を持って着手していくという思いで条例制定を提案している。必要に応じて規則の改正もあり得る。バス通

学の生徒であっても家からバス停までが遠く、学校長がバス停までの自転車通学を認めた場合は、自転車購入費の補助対象としなければならないと考えているとの回答でありました。

これに関連しまして、質問として、今回提案があった条例施行規則第3条には、バス定期券または回数券の支給を受けている生徒は、自転車購入補助金の交付対象にはならないと規定している。一方、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の別表には、越知区、福本区、猪篠区、栗区、湊区在住で、バス停留所まで自転車通学を認められた生徒という記載がある。バス停まで自転車通学を認められた生徒なのに、自転車購入補助金交付対象にならないのはおかしいのではないかの問いに対しましては、バス通学生徒がバス停まで自転車で来ている実態はあるが、学校長がバス停まで自転車通学を認めた生徒はいない。今後、自転車通学とバス通学併用の生徒を学校長が決定すれば、自転車購入補助の対象とすべきである。2つの条例で矛盾が生じるような事例が発生した場合は、当然条例、規則は改正しなければならないとの回答でありました。

次の問いとして、社会情勢に合った条例制定や条例改正は非常に大事なことだと思う。しかし、通学用自転車購入費補助の説明を受けたのは、11月の総務文教常任委員会である。十分な議論がされないまま条例が提案された。深い議論がなされないまま話が進んでいるとの問いに対しまして、非常に話が性急過ぎるのではないかということであるが、地方創生等を早急に強力に進めていかなければならないといった観点から、できるところからしっかりとやっていくという思いで提案した。通学用自転車購入費補助の取組は、今年度当初には全くなかった。9月定例会で一般質問をいただいたときに、これまでも保護者から意見として上がってきたことだということに対応した。これまで地方創生も含めた事業として、若者世帯の住宅取得補助や家賃補助は、年度途中で何とか来年度に間に合わせようということ、補助金交付要綱の整備もしてきた。過去に取り組んできた定住政策についても、長い期間をかけて進めてきたという認識はない。詳細部分については、その都度規則の中で対応したいと考えているということでした。

それに対して、関連しまして、やはり唐突過ぎる。公平性に欠ける。徒歩通学生徒からは、私たちも運動靴の補助があってもよいのではないかという声も出てくるのではないか。1年かけて、町が小・中学生の保護者を公平に見てくれているという印象を持ってもらえる施策をしっかりと議論していただき、次の段階に入っていただきたいとの問いに対しまして、時間をかけて議論するということについては深く受け止めている。しかし、神河町の状況を見たとき、定住施策をもっともっと強力に進めなければならない。ほかの自治体ではやれてないことを、神河町としてやっていかなければいけない。そして、中学校の通学自転車購入補助は、ほかの町とは全く違う環境で、より住みやすい環境を整えていくための施策である。全てを公平にするのであれば、神河町内全域にスクールバスを運行すればよいが、恒常的な予算確保が非常に厳しい。サービスを受ける側にとっては、いろいろな思いがあることは分かっている。改善できるところは改善して

いくことが、今の神河町にとって重要である。1年後、2年後では遅いと思っている。議会の理解が得られれば、一定期間の遡及対応もできるのではないかと考えているとの回答です。

次の問いとして、安全性を確保するために補助金を交付するとも説明があった。保護者には自転車に一定の基準を示されて安全性を確保されていると思うが、補助金を交付することによってどれだけ安全性が確保できるのかの問いに対しまして、中学校の通学用自転車はスタンド、荷台などの安全性、耐久性など必要で、基準を満たすためには高価になる。補助金が交付されていることで安全性が高い自転車を購入できる。安全装置も含めた一定の基準を満たした自転車を購入してくださいと説明している。現状の自転車の価格は、5万円から7万円ぐらいの範囲である。保護者の大きな負担を軽減して、学校が指定している安全基準に合った、より安全性の高い通学用の自転車を購入していただけるように条例制定を提案しているとの回答でありました。以上が質疑の内容です。

討論の内容は、発言のとおり記載しておりますので、御覧ください。

また、タブレットには会議録が掲載されておりますので、併せて御確認ください。

これで、第96号議案、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 委員長の報告が終わりました。

本案については、吉岡嘉宏議員から神河町議会会議規則第76条第2項の規定により、少数意見の報告書が提出されております。

これより、同会議規則第41条第2項の規定により、少数意見の報告を求めます。

6番、吉岡嘉宏議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。それでは、少数意見留保の要旨を述べます。

本議案は、バス通学生徒の定期券は町が全額負担しているが、自転車通学生徒の通学用自転車購入費は全額自己負担であることから、保護者負担の軽減を図ることを目的とした通学用自転車購入費の2分の1補助、上限が3万円であり、制定の趣旨は十分に理解できるものである。また、ロシアのウクライナへの軍事侵攻や円安を背景にした物価高騰の社会情勢の中で、保護者負担を軽減し、子育て支援策としたいという町執行部の提案は迅速な対応であり、条例制定に賛成するため少数意見の留保を行う。

以上で少数意見の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で少数意見の報告を終わります。

初めに、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

次に、少数意見の報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

最初に、原案について反対討論ございませんか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原資広です。第96号議案の神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件について、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

私は、一般質問とは、特定の人の利益のために質問するのではなく、町の行財政全般について町等の考えをたずねるための政策論議の場であって、たとえ政策提言があったとしても、議会の権限内まで立ち入るべきではなく、また、議会の権限を回避するための方策なり手法を手ほどきするような提案は決してすべきではなく、絶対してはいけない行為だと考えに基づき、これまで一般質問をしてきましたし、これが本当の一般質問のやり方だと思っております。

今回の通学用自転車購入補助金交付条例制定の件は、9月定例会の一般質問で実施に向けた方策の手ほどきまであったものですが、その補助金交付制度導入に必要な事務処理の速さは、これまで見たこともない物すごい速さで事務処理がなされ、12月定例会に提案されたもので、まさしく出来レースそのものだと思っております。2町合併に伴い、教育施設の統廃合の進め方に当たり、合併の是非まで問われかねない大きな問題に発展したことから、双方に受け入れていただける方策が整備され、その内容を明文化されたもので、平成23年12月に制定された町立学校通学費等の支給に関する条例で、その対象者は園児、児童、生徒となっています。

その基本的な考え方は、町内にある教育施設の目の前で暮らす子供たちから、約25キロも離れた地域に暮らす子供たちもいる中で、町の大切な宝物である子供たちとその保護者のより多くの方々が、なるべく公平な負担になるように基準が定められたものがあります。変更するにしても、基本的なスタンスは変えるべきではなく、より多くの子供たちや保護者の方々が、少しでも公平な負担と恩恵が受けられるような措置内容でなければならないと考えているからであります。

中学校に限っていいますと、通学方法は徒歩通学、自転車通学、バス通学の3種類があるのは御承知のとおりであります。自転車で通学してる生徒の通学環境は、学校までの高低差が恐らく30メートルか40メートル程度の地域内の方だと思っております。スクールバスを利用して通学する生徒の中には、バス停まで平らな道を保護者の送迎がなくても徒歩で行ける生徒は多いと思いますが、スクールバスの出発点近くに住む生徒



の中には、自宅からバス停までの距離が約1.5キロぐらい、高低差が約100メートル近くもある地域もあります。春から秋までは、好季節は快適で、自宅を出てから1回もペダルを踏むことなく、バス停まで自動車の後ろをしっかりと追走できたり、たまには自動車を追い越せるほどのスピードが出てる場合もあります。しかし、冬は逆で、バス停に着く頃には、自然にフリーズ保存ができていて状態にまで体が冷え切っています。しかも、帰宅するときは部活で疲れ切ってる中を、重い通学かばんを自転車にくくりつけ、休みながらも、半分ぐらいまでは立ちこぎで何とか上れますが、残りの半分の急な坂道をただただ下を向いたまま、明日もサボることなく登校するためには、自宅まで重いかばんを乗せた自転車を押し上げて帰るしかなく、帰宅した頃には、今日の宿題が何々あったかも忘れてしまうほどに疲れ切っております。

自転車通学をされてる保護者の皆さんには、そんなへんぴなところに住まなくてもと思われるかもしれませんが、そんな地域の住民は子供のつらさを十分、身をもって知っていながら、何も好きこのんでへんぴなところに住み続けているのではないことも、少しは理解していただければと思います。

ハートの触れ合うまちづくりを心から目指しておられるのなら、特定地域の子供たちや保護者だけにスポットを当てた支援ではなく、されるなら少しでもより公平な負担となるような、また全ての子育て世帯にその恩恵が受けられるような方策で実施すべきものだと考えております。

以上、述べました理由により、第96号議案の神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件について反対するものであります。

これで反対討論を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、少数意見について、賛成討論ございませんか。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。第96号議案、神河町立神河中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件に対しての賛成の討論をします。

この議案は、神河中学校に通学する生徒のうち、バス通学者の定期券は全額公費負担で、令和4年度予算でいうと、バス代、1人年間約7万5,000円、これ3年間にすると22万5,000円が無料。自転車通学者は平均購入価格、約6万円が全額自己負担であり、この差をなくそう、埋めようというものです。中学卒業後は自転車は自己財産になるので、購入費の2分の1補助とし、上限を3万円にするというのはバランスの取れた考え方で賛同します。

12月7日の議会初日及び12月9日の総務文教常任委員会では、町執行部の説明の少子化対策、子供は宝という考えが背景にあるなら、全ての児童生徒に公平な取扱いをすべきではないか。JR新野駅利用の幼稚園児、小学生の定期券補助あるいは徒歩通学者への運動靴の補助、入学祝いで地域商品券的なものの交付も必要ではないか。そのためには、議論が拙速過ぎる。1年かけて議論すべきという意見もありました。私は、町

執行部の言われるウクライナへのロシアの軍事侵攻や、円安による物価高の状況を考え、町ができることとして、ほかの市町がやらなくてもすぐにやらなければならないと考え、1月の保護者説明会に間に合うよう12月議会に提案されたというのは、タイムリーな決断と私は評価します。

各議員御指摘のとおり、提案された規則には何点か不備は確かにありました。今後、議員各位の指摘により、いいものに改正していけばいいと思います。よく言われる、町執行部と町議会は両輪、お互いの意見交換で住民福祉の向上につながるのだと思います。この神河中学校自転車購入費補助制度は、子育て支援、若者定住策の第1段階の施策として捉え、議員各位の出していただいた意見は、第2段階で実現に努力をすればよいと考えます。

例えば、JR新野駅利用の幼稚園児、小学生の定期券補助の要望は、小学生は4キロ以内は徒歩という規定があるため、現時点ではできないという町執行部の見解ですが、通学費補助で捉えるのではなくて、JR播但線利用活性化対策の一環とし、通勤者と幼稚園児から大学生等までの通学者の幅で運賃補助を行うのがいいと私は思っています。肝腎なことは、少しでも早く乗客を増やすことです。JRの廃線を阻止し、地球温暖化防止のために公共交通であるJR利用を促す直接的な施策として、町執行部は通勤、通学補助制度を導入に向けて早急に取り組まれたいと思います。

繰り返し述べます。このたびの自転車購入費補助は、あくまでも第1段階の施策です。第2段階を議会から要望、提案し、実現させればよいと思います。来年の4月1日に間に合わせ、23人の自転車通学予定の新中学1年生に補助できるよう、議員各位にお訴えさせていただき、討論を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、原案について、反対討論ございませんか。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。第96号議案、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件について、反対の立場で討論させていただきます。

この条例は、子育て支援を大きな目的として制定されようとしています。子育て支援を目的にするのであれば、現在施行されている神河町立学校通学費等の支給に関する条例を改正すべきではと思います。通学費等の支給に関する条例は、通学に係る負担の軽減を図ることを目的に、平成23年12月に制定された条例であり、通学方法として、徒歩通学、バス通学、自転車通学と、それぞれ通学距離により分けられております。

この条例は施行後、中学校統合後10年を経過しているが、これまで自転車購入費補助については議論をされてこなかったにもかかわらず、なぜ今、自転車購入費のみの補助金交付条例を制定しようとしているのか。11月の総務文教常任委員会で要綱で提案されましたが、予算も伴い重要な案件であり条例が妥当との意見で、委員会審議において紛糾し、委員間討議も行いました。そして、今回、新しい条例制定で提案がありました。ここに来て、社会情勢に合った条例制定、令和5年度の入学者に間に合わない

言われますが、通学費等の支給に関する条例の改正が間に合わないので、議決が必要である条例は簡潔にし、詳細は条例施行規則で済まそうとされているように私は受け止めております。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などにより、生活は大きく変わっております。これらも踏まえて、この条例制定の大きな目的が子育て支援であれば、通学用自転車購入補助だけでなく、徒歩通学、バス通学も含めた広い範囲で通学費を見直すことが大事だと思います。今回の通学用自転車購入補助金交付条例制定では、全生徒並びに全保護者に対する公平性が私には伝わってきません。子供たちは、国、町、私たちの大切な宝に間違いありません。人口増の観点からも、町長が言われるように、スピード感を持ってこれから全体を見渡し、しっかり議論を重ねて公平な支援ができる施策を提案されることを強く望み、反対討論といたします。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、少数意見について、賛成討論ございませんか。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島義次です。第96号議案、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件に対し、賛成討論をいたします。

まず、この議案に上程されている条例の目的は、通学用自転車の購入で、中学新入生の保護者が負担している自転車購入費を軽減することです。その金額は3万円を限度とし、購入価格の半額の補助をするものです。中学校への通学は、自宅からの距離に応じて徒歩通学、自転車通学、バス通学の方法があり、バス通学の場合は交通費が全額補助となっています。学校近くの徒歩通学を除いて、バス通学できる距離までの範囲では自転車通学が認可されていますが、通学手段としての自転車購入費は全額自己負担です。ヘルメットの全額補助はありますが、自転車本体価格には届きません。遠距離の通学費は交通費がかからない、一方、中間距離を通学する自転車は、必要機材でありながら全額自己負担です。同じ中学校に通学しながら、バス通学と自転車通学とでは保護者の負担がかなり違ってきます。この自転車通学の費用を少しでも軽減できるように、購入価格の半額の補助をすることについて、私は来年度の新中学1年生の自転車通学生は23人と教育課から報告を受けています。1人3万円の補助なら、当初予算で、1年間で69万円前後で実施できます。したがって、補助をすることについては財政上の負担も少なく、十分に価値のあるものだと思います。

また、最近の経済状況から見て、物価高騰のときです。保護者の方は少しでも早く補助があれば助かります、喜ばれます。住民目線での施策として、少しでも家計負担の軽減につながるよう、スピード感を持って来年度から執行されることを強く望み、当議案に賛成いたします。

次に、教育環境の充実の点から申し上げます。神河町は、合併前から教育環境の整備を進めてこられました。郡内でも最初に英語教育のALTの導入をし、外国の英語の講師を招き、子供たちに生の英語として触れ合いを持つことや、中播磨地域でもコンピュ

ーター教育の早期の導入で、その分野での活用に力を入れてこられたと思います。現在、学校の校舎、設備など、ハード面での充実がなされ、子供たちはすばらしい環境の中で学習に励んでいます。先日、総務文教委員会で学校視察をしましたが、町内どの学校もとてもよい学習環境の中で、子供たちの学びが深まっているように思いました。このように、神河町は教育で成り立つ町であるとの視点から、通学についても地理的な環境に左右されることなく、安心して通学ができる環境づくりの点からも、その一つとして、自転車通学の負担軽減は必要なことです。子供の頃に経験した学校のよさは、大人になっても残っています。中学生なら自転車購入補助のことは分かるでしょうし、また、家族の方が補助があってよかったと思われることも分かるでしょう。補助額は町財政の中では小さなことと思いますが、このような経験が神河町のすばらしさとなって子供たちの心に残り、将来もこの神河町に住み続けたいと思う子供たちが増えれば、それはこの制度の成果であり、大きな効果が期待できます。

行く行くはスクールバス制度が一番よい方法かと思いますが、そこへ行き着くまでの間、いろいろな手段を取りながら、将来への展望ができる施策の一つとして、ぜひ早期に実行していただきたいとの思いで、次年度からの早期実現に賛同するものです。

さらに、条例制定の内容についても不備な点があるとの意見もありますが、施行してから課題点が見つかれば必要に応じて見直しを進め、その時々状況の変化に対応すべきです。仮に、100%完全な内容であったとしても、社会情勢の経年変化や条例制定時とは違った状況が生まれる場合もあり、社会の実態に合わせて、町民の方のために住民目線での対応が随時必要になっていきます。それは条例改正、または規則改正として施行されるべきであると思います。

以上のことを各議員に訴えさせていただき、当議案に対する私の賛成討論といたします。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、原案について、反対討論ございませんか。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。96号議案について、反対討論をいたします。

本年の4月、神崎小学校のバス通学の改正がありました。これは、栗賀小学校、大山小学校の統合のときから見直しの声が上がっておりました。いろいろと議論をする中で、月日がたち、やっとこの改正がなされたわけでございます。

今回のこの通学用自転車購入補助の提案は、事前審議もなく、あまりにも突発であります。ちょうど2年前のこの定例会でした。令和2年12月の定例会に、急遽、恒久平和のまち宣言の制定案が提出されました。このときも当日の提案であり、議会に対して軽率ではないのかという意見を申し入れた経緯があります。今回も同じようなことが言える行為であり、改善されていない、誠に残念であります。

通学用自転車購入補助は、近隣市町に例のない神河町独自の子育て支援、地域経済支

援であり大いに賛同はしたいのですが、徒歩通学また町外学校への生徒等の公平性の課題が多くあり、新年度からの思いがあったと思いますけれど、教育長、よく教育長の挨拶の中に、ことわざが入ってまいります。まさに、急がば回れじゃないでしょうか。急がず、いま一度審議、議論を深めることを求め、反対討論といたします。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、少数意見について、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、原案について、反対討論ございませんか。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。第96号議案、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件について、反対の立場から反対討論を行います。

本議会でこの話が最初に出たのは、令和4年9月の一般質問であり、その後、11月の総務文教常任委員会で、神河町立学校通学費等の支給に関する条例には少しなじまないが、子育て家庭の応援、また時代の流れとして早急に実現したいので、要綱として承認してほしいと依頼がありましたが、委員間討議の結果、予算を伴うこともあり、要綱ではなく条例のほうが適切ではないかという結論を出し、執行部に伝えました。すると、この12月の定例会に早速条例として出てきたというのが経過です。

本来の神河町立学校通学費等の支給に関する条例では、町立学校に通学、通園する児童、生徒及び園児の通学費等を町が支給することにより、通学に係る負担の軽減を図るとともに、安全で安心な通学、通園を確保して、義務教育及び幼児教育の円満な実施に資することが目的となっております。通学費等とは、1、バス定期乗車券、また回数券、2、自転車用ヘルメットを支給することになっております。中学生の購入する自転車を役場が補助すること自体は決して悪いことではありません。しかしながら、あくまで神河町立学校通学費等の支給に関する条例を根拠にすれば、なぜ中学生の自転車通学生だけなのかという疑問が出てきます。中学生の自転車通学は4キロ以内でも可能であるが、小学生の通学は4キロ以上でなくては公共交通機関の利用はできないという、矛盾した規則等を公平に改善していくことのほうが大切であると思います。

私自身、これまでに本会議において、度々新野駅から寺前小学校に通学する幼稚園児や小学生の定期代の補助等についてお願いしておりました。しかし、執行部は、通学距離が4キロ未満であり、親が安全のため電車に乗せておられ、補助の対象ではないとの回答しかいただけておりません。また、このたびの条例は、中学生の自転車の購入の補助についてだけであり、他の中学生、幼稚園児、小学生等に関する補助等は入っておらず、本来の根拠条例からはかけ離れており、子育て家庭に対する支援あるいは時代の流れに沿う条例にするためもっと議論を深め、全ての神河町の子育て家庭を応援することがより健全な地方創生につながると思います。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、少数意見について、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、原案について、反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、少数意見について、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第96号議案の採決に入ります。本案に対する委員長報告は、否決であります。したがって、原案について採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立少数であります。よって、第96号議案は、否決しました。

---

## 日程第2 第108号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、第108号議案、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

澤田俊一総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） 3番、総務文教常任委員会委員長の澤田です。それでは、第108号議案、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件の審査報告をいたします。

本案についても、第96号議案と同様に審査を行いました。討論はございませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、審査過程での質疑応答の要旨を報告します。まず、シミュレーションでは、町民温水プールの利用者が3.5倍になっても赤字のままである。使用料をもっと高く設定するという議論はなかったのか。例えば、トレーニングルームは110円から200円に改正とあるが、もう少し高額でもよいのではないかに対して、年会費1万円を5万円にするなど、使用料を高く設定するシミュレーションも行った。しかし、利用者の立場も考えて大幅な値上げは控えた。完全な赤字解消にはつながっていないが、総合的に考え、設定した。

関連した問いとして、今回のシミュレーションでは、利用者が増えない場合は年間4,900万円の赤字が4,000万円になる。現状のまま推移した場合、いつまで財政面で町民温水プールは維持できるのかの問いに対しまして、町民温水プールは老朽化も進んでいるが、耐用年数等も含め利用はできる。喫緊の課題は、施設を維持する経費と使用料収入の差が大きいことである。財政的には、このコストが吸収できていないところを少しでも改善しなければならない。この状態をいつまで維持できるのかということは明

言できないとの回答でありました。

次の問いとして、利用者数3.5倍のシミュレーションで約1,300万円の赤字となる。どれくらいの赤字であれば、この施設を維持できるのかの問いに対しまして、取組の一つの目標は赤字幅を1,300万円程度にすることである。1,300万円でいいのかということについては、いろいろと考え方があろうかと思う。かなり利用者を増やさないと達成できないシミュレーションであり、実際に達成するのは非常に難しい。これらについて、長谷地区区長代表とも協議した経緯もあり、今回の改正案となったとの回答でありました。

次の問いとして、利用者数を増やす取組を考えているのか。答えとして、11月末に市川町と福崎町に子ども会員募集チラシの掲示をお願いした。朝来市生野町からの利用者も多いので、朝来市にもチラシ配布をお願いしたい。2年前に計画していた町民温水プール運動効果モニタリング事業が、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていない。早急に実現して、健康増進に効果があることをPRし、利用者増に取り組みたい。トレーニングルームの機器を更新したことも全く広報をしていなかった。安価な使用料、200円でトレーニングルームを利用いただき、プール利用を促すようなPRも大事である。神崎郡内で唯一の温水プールなので、町外向けのPRにも力を入れたいとの回答でありました。

次の問いとして、使用料を値上げすることで、利用者が減少し逆効果にならないか。回答としまして、逆効果の心配もしている。しかし、急激な値上げにならないように、他市町の料金とも比較検討し、妥当な改正案だと思っている。このたびの料金改定に併せて、利用者を増やすためにプールの様子や充実したトレーニングルームを紹介する動画を作成し広報に力を入れることや、ホテルモンテ・ローザとのタイアップも検討したいとの回答であります。

問いとして、指導員のレベルアップも大切で、それを利用者の方にアピールしてほしい。答えは、施設だけでなく、人的資源についてもPRもしっかり取り組みたいとのことです。

次の問いとして、使用料の値上げはリニューアル後にするのが一般的である。一気に値上げするとインパクトが大きく、利用者の減につながる可能性もある。例えば、2段階とか3段階に値上げすることは考えられないかに対しまして、大人の年会員について、当初は月額4,500円で検討していたが、改正案では月額3,000円に抑えた。今後も施設修繕や備品更新など必要なので、今後、料金改定をする時期が来るかもしれないという回答でありました。

次の問いとして、今回の使用料改定について、現在の年会員に生の声を聞くモニタリングを行っていると思うが、その結果はに対しましては、モニタリングは行っていないとの回答でありました。

次の問いとしまして、温水プール利用のPRができていなかったのは大きな問題であ

る。積極的に広報をして、施設が一日でも長く存続できるようにお願いするという問いに対しまして、広報ができていなかったことは大変申し訳ない。今後、積極的に取り組むとのことであります。

次の問いとして、利用者について町内外の割合はどうか。長谷地区の利用者の割合や人数は把握しているかの問いに対しまして、利用券を購入されている方の住所は把握できない。令和3年度の年会員は107人中60人が町外の方であるとの回答であり、それに対しての問いとして、年会員の半数以上が町外の方である。町外の方の利便性のために、神河町が赤字を出しながら施設を維持していることになる。今後は町内外別の料金設定も必要ではないか。一般利用者の町内外の区分も把握してほしい。長谷地区にある施設なので、長谷地区の方々の意見を聞いているとのことだが、この施設は町民のものである。長谷地区の利用者が多いのであれば理解はできるが、利用実態はどうなのか。今後、町内外、町内の地区別など、利用者の実態を把握して、当委員会に報告してほしいとの問いに対しましては、利用実態を把握することは必要だと思う。把握方法を検討する。町内外の料金設定の在り方も考えていきたいとのことであります。

以上が質疑の内容であります。

タブレットには会議録が掲載されておりますので、併せて御確認ください。

これで、第108号議案、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第108号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第108号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩とします。再開を10時25分とします。

午前10時05分休憩



午前10時25分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

---

日程第3 第110号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、第110号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

澤田俊一総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） 3番、総務文教常任委員会委員長の澤田です。それでは、第110号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第7号）の審査報告をいたします。

本案についても、第96号議案と同様に審査を行いました。討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、審査過程での主な質疑応答の要旨を報告します。まず、歳入です。18款寄附金の神河ふるさとづくり応援寄附金4,000万円の増額の要因はに對しまして、寄附により神河町を応援していただけるように情報発信に努めてきた。返礼品の内容の充実にも取り組んでおり、寄附の申出が非常に増えてきたので、増額補正となった。今回の補正で、現計予算は9,000万円となる。なお、新たな返礼品として、根宇野柚子生産組合、菓旬処彩、すずき食品研究所と、町外ではあるが、県産の神戸ビーフを扱う太田屋にも登録いただいている。市川町は、年間3億円以上の応援寄附金がある。神河町も確実に増やしていきたい。年間を通して毎月返礼品をお届けする、毎月お届け便という取組も考えている。返礼品の登録事業者にとっても収益につながり、最終的には神河町の税収につながるの、引き続いて強化していきたいとのことであります。

次の問いとして、福崎東洋ゴルフ倶楽部にその場でふるさと納税ができる自動販売機が設置されている。クレジットカードも使用でき、ゴルフ利用も含め9品目の中から返礼品を選ぶことができる。設置後、20件の利用があったとのことである。神河町の栗賀ゴルフ倶楽部にも設置してはどうかの問いに對しまして、福崎町役場に問い合わせたところ、自動販売機の設置費用が約800万円とのことであった。費用対効果も含め、検討したいとの回答でありました。

次に、歳出、まず、総務費であります。企画費のかみかわ木造インターンシップ委託料の48万円減額について。予定の参加者のうち1か所が辞退されたとのことだが、辞退された理由は。また、工事の内容はの問いに對しまして、所有者から辞退の申出があった。その理由は把握していない。工事内容は、歴史的景観形成地区の町並みの中に存在する空き地に、町並みの連担性をつくる木塀を設置するものであるとの回答でありました。

次の問いとして、交通対策費のカラーマンホール設置委託料50万円について、デザイン料と版型を作る経費が約8割ぐらいを占めると思う。せっかく版型を作るのであれば、この事業を神河町の観光戦略に位置づけて、播但線の寺前駅と新野駅、銀の馬車道沿線に広められるように次年度以降の予算に反映できないかの問いに対しまして、カラーマンホールを寺前駅や新野駅に広めることについては、現在、新年度に取り組めないか検討しているとの回答でありました。

次に、農林水産費です。農林振興費の地域集積協力金の対象地区はの問いに対しまして、対象地区は、大河、大山、山田の3地区と吉富の一部も関係しているとのことでありました。

次の問いとして、農業生産コスト低減緊急対策事業補助金の詳細はの問いに対しまして、10月に要望調査を行い、根宇野、山田、福本、寺野、柏尾、加納、東柏尾、吉富、杉、大山、猪篠、新野、野村、大河、南小田の15地区から要望があった。全て機械導入に対する支援であるとの回答でありました。

次に、農地費の集落営農振興基金積立金の内容はの問いに対しまして、町は株式会社神崎フードへ830株を出資しており、そのうち510株は集落営農振興基金から充当している。以前、議会から指摘があり、株式会社神崎フードの配当金41万5,000円について、基金の持分である22万5,000円を4年間遡って積み立てるものである。配当金額は4年間同額であるとの回答でありました。

次に、土木費についてです。住宅建設費の宅地開発支援事業補助金について、3区画分が増額補正されているが、場所はどこか。補正後は何区画になるのかの問いに対しまして、3区画の予定地は寺前区である。令和4年度は全部で10区画になるとのことでありました。

最後に、教育費です。電気代の高騰に伴い、各教育施設の光熱水費が増額補正となっている。燃料調整費は幾ら見込んでいるのかの問いに対しまして、燃料調整費は非常に計算が難しく、なかなか把握できない状況である。令和3年度と4年度の電気使用量と請求金額の推移を比べると、4月と5月の使用電気量はほぼ同じであるが、料金は7.5%から8%上がっている。8月と9月は大変暑かったので、使用電力量は対前年10%から15%程度多くなり、料金は30%程度上がっている。これらの状況から、12月から年度末までの使用電力量に対して料金は15%程度上がるものと見込み、それぞれ増額補正しているとのことでありました。

以上が質疑の内容であります。また、詳細については審査報告書を御覧ください。

タブレットには会議録が掲載されておりますので、併せて御確認ください。

これで第110号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第7号）の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第110号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第110号議案は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、第112号議案から第114号議案、第116号議案の各議案について経過を説明します。

各議案については、12月7日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。先ほど、第110号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第7号）が可決しましたので、各議案について討論と採決を行うものです。

それでは、日程に戻ります。

---

#### 日程第4 第112号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第112号議案、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第112号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第112号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第5 第113号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第113号議案、令和4年度神河町後期高齢者医療

事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第113号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第113号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第6 第114号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第114号議案、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第114号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第114号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第7 第116号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第116号議案、令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第116号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第116号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第8 第120号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、第120号議案、神河町教育委員会委員の任命の件

を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、第120号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。現在、神河町教育委員会委員として就任いただいております松本日出一氏の任期が、令和4年12月20日をもって満了となりました。松本氏は平成30年12月から教育委員を務められ、現在1期目でございます。人格高潔で責任感が強く、地域や青少年育成においてもリーダーとして人望も厚く、地域社会と連携した教育委員会活動に大きく貢献されており、神河町の教育をより一層充実させていく上で欠かせない人物でございます。

つきましては、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課の高橋でございます。それでは、神河町教育委員会委員の任命の件について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきまして、任命する松本日出一氏は、住所が神河町大畑628番地の3で、昭和39年6月1日生まれでございます。松本氏の経歴につきましては、次のページの資料の中の役職にありますように、地域の青年団活動や、旧町から消防団の副団長から団長まで務め上げられ、地域からの信頼も厚い方です。また、青少年のスポーツの指導者としても活躍されておられ、指導者として人望がある方です。当町の教育委員会の社会体育教育面で教育の充実に欠かせない人物でありますので、引き続き、教育委員として任命させていただきたいと思っております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

なお、本件の提案につきましては、教育委員の選任に当たり、私の事務手続が遅れましたことにより、議案の提案が最終日になりましたことについて深くおわび申し上げます。

また、松本委員の任期については、12月20日に満了しておりますが、2期目の任期の開始日が本日12月21日となっておりますので、引き続き連続する日となるため、特に支障はございません。このような提案となりましたことを重ねておわび申し上げます。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。町長のほうからも、また、担当課長さんのほうからも説明はあったんですけど、任期が切れて、またこの議案が上がってます。通常、こんなこと私見たことないんですけど、本来なら当初に上げられてすべきものと思うんですけども、何でこれ、謝られるだけでなくで何でこの経緯に至ったか、ちょっと詳細の説明をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。提案が遅れましたことにつきましては、私の事務手続が遅れたことに伴いましてこういう提案になってしまいました。委員の再任の確認とその時期が少し遅れたことによりまして、事務手続が遅れましたことに結果的につながっております。誠に申し訳ございません。よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかによろしいですか。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。本日8時15分から議会運営委員会を開催させていただきました。これにつきましては、この120号議案、また121号議案の追加提案があるということの説明で議運を開いたわけなんですけれども、そのときに財政特命参事が、急遽この120号議案を提案させていただくということで、すみませんという、申し訳ないという気持ちで説明されたわけなんですけれども、やはり事務手続が遅れたじゃなしに、いつこの本人さんと交渉されて確認を取ったかという、その日にちはいつなんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。確認を取ったのが、12月に入ってからの2日であったと記憶しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。12月の2日ですか。2日ですか、1日。（発言する者あり）

ちょっと確認なんですけど。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） すみません、申し訳ございません。12月1日の間違いです。よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長、1日ですか。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 1日です。

○議長（小寺 俊輔君） はい。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。1日に確認して了解いただいたということであれば、当然、初日の日にこれ提案がなされても十分間に合うことがあったんですけど、手続不備というようなことでございますけども、これ、教育長もおられますし、当然、特命参事も副課長もおられます。その辺のところをやっぱり相談しながらしたら、恐らくこんな漏れ落ちはないんじゃないかと私は思うんですけども、これについてはいかがでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。安部議員おっしゃるとおり、本当に私も今回のことに関しましては大きな責任を感じております。今後、二度とこのようなことがないように、しっかりとやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。どない言うんてええんかな。教育委員の任期、多分全て12月20日で皆統一されてると思いますね。当然確認せなあかん話ですね。たしか5月のときにも急遽任命された方もありますけれども、あの方も12月20日っていうことで、こんなんもう抜けてました、忘れてましたで済む話じゃないし、人をお願いする以上、こんな失礼な行為ありませんよ。どういう認識でおられるんか、ちょっとそれを教えてくださいな。よう分からないんですよ、あなたの考え方が。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。本当に申し訳ございません。委員の方につきましては1年交代で、12月20日任期で順番に委員になっておられます。毎年12月に教育委員の任期のことについて提案させていただかなければならないところ、本当に私の事務手続が遅かったことによりまして、こういった結果につながっております。今後はこういうことがないように事務の執行を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。先ほどから担当課長が事務手続が遅れた遅れたっておっしゃるんですけども、要は確認ができてないというか、計画ができてない。進捗管理ができてない。ということは、見える化ができてないことですわ、仕事の。前々から常任委員会でも、見える化をせなあかんいうことをずっと言うてきました。毎年12月なんやったら何年の12月にはこの人って、表が、勝手にオンラインで並んどったら分からへんので、令和4年の12月はこの方、令和5年の12月はこの方っていう見える化がしてあったら確認できるはずなんです。その事務の改善を行っていただきたいと思っております。これだけに関してじゃないです。いろんな仕事を執行する上での見える化、それと、見える化をせんと進捗管理ができないんです。今後のその思い、改善点を聞かせてください。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。今後の事務につきましては、きちっと名簿管理行いまして、委員の任期のことについて、年表なりは作っておるんですけども、それを度々年度初めに確認する等行いまして、きちっと事務の手続を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 副町長、澤田議員から、いわゆる行政全体に対して事業の執行の見える化、進捗管理をしっかりとやってほしいという意味の質問が出てますので、副町長のほうからお願いします。

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。本当にこのたびは、人事案件ですので、本当に気持ちよくといいますか、皆さんの御同意を得るべく進める案件であるというふうに思ってます。このようになったことを、重ねておわびを申し上げます。

今御指摘のとおり、高橋課長のほうからも返事がございましたが、行政委員さんの任期等につきましては名簿と、それから、年表といいますか、一覧表というのが各課で作られておりますし、総務でもそれを確認をします。今、話をさせていただいたとおり、年度当初、今年は何をしなければいけないかということを考えましたときに、年表を見ますと、どなたがいつ期限が来るかということはいま一目瞭然ですので、いつの議会に提案すべきであるかっていうことは年度当初には分かっているということでもあります。そのことは各課できちんとやっているというふうに思ってます。

今回もなぜそれが遅れたのかということをお聞きしますが、言葉にしますと簡単に失念という言葉にしかならないんですが、なぜ失念が起きるのかというふうなことをやっぱり反省して起きないようにすべきと、ダブルチェックが要るのかなというふうなことを思ってます。

全般的な事務の見える化ということで、今御質問、御意見をいただいております。これにつきましては、事務事業の進捗管理シートの中で、その年度その年度に重要な案件を書き込んでいくということになっておりますので、さらに事務事業の進捗管理シートの活用を進めていくということでもしっかりと対応していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。議員のほうも腹のつくような言葉使えないんで、こちらも言いたいことはあるんですけど、言えないところあるんです。副町長につきまして、私、若い頃からいろいろと、職員の仕事の在り方、それから姿勢、取組の思いとか、いろんなことを長い間議論してきました。今定例会におきましても人事評価の条例が整備されました。こういうような形はどういうように生きていくのか、逆にね。担当課長さんの言葉あったんですけど、全然気持ち伝わってこないんですよ。悪いとも何にもこっちは分かりません。何か上の空みたいな感じ。本当に今人事案件で上がってる方はすばらしい方です。よう分かってます。でも、その方に不備はないですよ。



担当課の思いが全然抜けてしまってるんですよ。やっぱり最低限それをこちらに申し訳ない気持ち伝わるようにならないと何も言えないんですよ。

それと、今言いましたように、それを監督すべき副町長の立場においてどう思われているのか。今言いましたように、人事評価の話も条例でされて、いわゆる公平というような形になっています。これがどのように生かされるのか、それを踏まえてちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。本当に気持ちが伝わらないという点におきましては申し訳ないなという思いもあるんですが、この件に関しまして特にお話をさせていただきますと、通常、議案を提案させていただくときに、事前に情報をいただいて、こういうことだなということやるんですが、本件につきましては急に、漏れてましたという相談を受けるわけです。受けたときに、どう処理をするかということと併せてですが、その前になぜこうなったのかということを知りました。

具体的に言いますと、担当課長と教育長が私の部屋に来て、相談という形で来ますが、なぜ起きたのかということをお話をすることと、思いを知りました。そのときには2人からもちろんとした反省という言葉も聞いた上で、もうやるべき手続として最終日をお願いするしかないということをお願いをしていくという段階ですので、御相談を受けたときに、ある意味しっかりとした指導もしたつもりですし、反省も聞いたつもりであります。そのことを皆さんにお伝えする方法として、適切に伝わったかどうかというところが少し問題があるのかなというふうには思っています。

こういうことを踏まえまして、日常的な業務の中で何が起きたかということは、今後の行政の運営の中で組織をつくっていくときに、もちろん参考として頭の中に記憶していますし記録も取っていくということで、よりよい展開になるように努めていくということに関しては、情報としては残していくというふう考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。先ほどの反対討論でも言ったように、やはり突発というか、この案が今日出された。内容はいろいろあるんですけど、今回の場合はもう任期が決まっております。事前に話はしたとしても、課長は12月の1日、あと、それまでに提出することもあったと思うんですわ。今日になったということは、いろいろ事情があり今日になったと思うんですけど、もっとやはり一度あること二度三度、しっかりと教育する中で提案を出してもらわんことには、スムーズにいく話も前へいきません。そしてまた、今回受ける任期の松本君にしても、あまりいい感じで受けられないと思いますので、そこらあたりもしっかり含める中でこれから進めていただきたい。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。本当にそのとおりだと思ってます。当該委員さんが気持ちよく受けていただくというためにも、大切な議案であるというふうに思ってます。今後のことに関しましては、各課で管理もしてありますが、総務でも管理をしてもらってます。それを毎年私のほうも目を通していくと、いつに、何月議会に何が上がるんだということは毎年計画を立てて、しっかり漏れ落ちがないように取り組んでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。たくさんの御指摘、御意見いただきました。本当に申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。松本委員のほうにもしっかりと説明し、謝罪もさせていただいたわけでございますけども、今後このようなことがないようにしっかり私もやっていきたいと思えます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） びっくりです。どの企業にしても、それから、特にこの行政においては、忘れてました、すみませんで済むことではないはずで。きちりできて、100%できて当然なんですよ。当然のことができていなかった。当然何かの処分に値するんじゃないかと。申し訳ありませんでした。教育し直します。それでは僕は駄目だと思いますけど、何か処分的なものはあるんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。重大なミスであるということはそのとおりで、御指摘のとおりだと思います。すみませんで済まないということですが、処分ということに関しましては、現時点において明らかにこの処分をしますということとはございません。処分にもいろいろグレードのランクがあるんですけども、今御意見いただいておりますので、処分ということは実際には起きないであろうと思ってますが、再確認はさせていただきます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第120号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第120号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第9 第121号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第121号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第121号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町一般会計補正予算（第8号）でございまして、補正予算（第7号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正要因は、国におけます令和4年度第2次補正予算による、1つ、普通交付税の再算定による増額交付、2つ目、出産・子育て応援交付金が創設されたことによるものでございます。

歳入の補正では3点ございまして、1点目は、再算定による普通交付税の増額、2点目、出産・子育て応援交付金の増額、3点目、今回の補正による財源調整のための財政調整基金繰入金の減額であります。

歳出では2点ございまして、1点目、財源調整のための財政調整基金積立金の増額、2点目、伴走型相談支援の事務費、出産・子育て応援給付金の追加でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,921万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億2,125万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第121号議案の詳細説明をさせていただきます。

まず、今般の補正の要因でございます。町長のほうも申し上げましたが、国におけます令和4年度の第2次補正に関連するものでございます。

この補正に関連する事項につきましては、2点ございます。まず1点目が、普通交付税の再算定による増額交付でございます。国におきまして、国税収入の補正等に伴いまして地方交付税が増額されたものでございます。

続いて、2点目でございます。出産・子育て応援交付金が新たに創設をされたもので

ございます。

それでは、出産・子育て応援交付金の事業概要につきまして御説明を申し上げます。9ページをお願いいたします。9ページにつきましては、国が示しております事業概要表でございます。まず、事業の目的でございますが、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤独感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備というものが喫緊の課題となっております。こうしたところの中を受けた中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなげていく伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施するための交付金が創設をされたところでございます。この出産・子育て応援交付金のポイントというのは、人的な相談支援と、そして、経済的な支援を一体的に進めるといったところが目的とされてございます。

それでは、この表の中での全体像につきまして御説明をいたします。ポイントは2つでございます。まず、伴走型の相談支援と出産・子育て応援ギフトでございます。

まず、左側に伴走型の相談支援の概要が書いてございます。この内容につきましては、面談というものを基本として、個々の方の実情に応じてきめ細やかな相談支援を行っていくということとしておりまして、おおむね3回の面談を実施するとされてございます。そして、その面談のタイミングですが、1つ目が妊娠の届け出時、それから、2つ目が妊娠8か月前後、そして、3つ目が出生届から乳児家庭全戸訪問までの間というふうにされてございます。

続いて、2点目になります。右側のほうには経済支援につきまして掲載をしております。出産・子育て応援ギフトということですが、まず、支給形態ですね、実施の方法につきまして中ほどに注意書きが書いてございます。その内容につきましては、現金の給付につきましてもオプションとして排除されないということで掲載をしております。当町につきましては、諸事情も考慮し検討をいたしました。その結果、現金給付での実施を想定をいたしてございます。

支給のタイミングと条件につきまして御説明を申し上げます。出産応援として、妊婦出産時の面談実施後に5万円、そして、子育て応援として、出生届から乳児家庭全戸訪問までの間の面談後、5万円を支給ということでございます。また、対象者につきまして、遡及適用者ということで書いてございます。今年度は令和4年度の事業でございますので、令和4年の4月1日まで遡及するということになってございます。支給の方法につきましては、事業開始前に出産をされた方につきまして、事業開始後に10万円を一括支給をするということでございます。そして、事業開始時点で妊娠期にある方につきましては、事業開始後に妊娠期の5万円を支給し、出生届後に5万円を支給するとなっております。なお、出生届後に一括にて支給することも可能であるというふうに書いてございます。

続いて、10ページのほうをお願いをいたします。10ページにつきましては、予算執行のイメージを掲載をしております。3点になります。

1点目が伴走型の相談支援でございますが、職員の人件費でありますとか、それから、事務に要する活動等の経費を対象となっております。

そして、2点目の出産・子育て応援ギフトでは、当町では出産・子育て応援給付金を対象としておりますが、その補助率関係につきましては、それぞれ国が3分の2、都道府県が6分の1、市町村が6分の1となっております。

3点目が、クーポン等発行する際のシステム構築等について書いてございます。システム関係の開発費、そして、委託経費等を対象としておりまして、これにつきましては、補助率は国が10分の10ということになってございます。なお、当町は現金給付を想定しておりますので、ここら辺のシステム改修といったところについては該当をいたしません。

続きまして、8ページの新規事業の説明書をお願いをいたします。事業名としましては、出産・子育て応援給付金事業という事業名にしております。補正額ですが、563万円でございます。財源の内訳につきましては、国庫支出金が375万3,000円、補助率につきましては、先ほど申し上げましたとおり3分の2でございます。県支出金ですが、93万8,000円で補助率は6分の1でございます。一般財源が93万9,000円でございます。

その横の説明欄のほうを見ていただきたいと思います。事業内容につきまして御説明をいたします。応援給付金の560万円の内容になります。遡及適用者につきまして、出産された方が30人ございまして、金額が300万円になります。それから、母子手帳の交付済みの方が24人で、120万円でございます。

次に、見込み者として、出産予定者が12人で60万円、母子手帳交付予定者が16人で80万円の計上でございます。そして、伴走型の相談支援としまして事務費3万円を計上をいたしてございます。支給につきましては1月から順次案内を発行させていただきまして、申請を受付をし、面談後に順次支給をしまいたいというふうに考えてございます。

続きまして、事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。6ページのほうを御覧いただきたいと思います。2、歳入でございます。11款の地方交付税につきましては、普通交付税が6,790万3,000円の増額で、国の補正予算に関連し増額交付されるものでございます。内容につきましては、令和4年度に限り基準財政需要額の費目に臨時経済対策費が創設をされてございます。それとあわせて調整額が復活したものでございます。

算定によります内訳を申し上げます。臨時経済対策費が6,395万8,000円、調整額が394万5,000円でございます。これによりまして、普通交付税の総額でございますが、31億7,508万7,000円でございます。

続きまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金でございますが、出産・子育て応援交付金で375万3,000円の計上でございます。補助率につきましては、申し上げたとおり3分の2でございます。

続いて、16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金は、同じく出産・子育て応援交付金93万8,000円の計上でございます。補助率につきましては、申し上げたとおり6分の1でございます。

続きまして、19款の繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は5,338万円の減額で、今回の補正の財源調整でございます。

続いて、歳出のほうの御説明を申し上げます。7ページのほうをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費は、財政調整基金積立金として1,358万4,000円の増額でございます。これにつきましても、今般の補正の財源調整のため増額するものでございます。これによりまして、補正後の基金残高を申し上げます。17億87万1,000円でございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子衛生費でございます。伴走型の相談支援に係る事務費といたしまして3万円。それから、出産・子育て応援給付金が560万円の計上でございます。

なお、少し補足になりますが、交付金の関係につきましては、来年の9月までということになってございます。今回の補正につきましても3月までの部分を上げておりました、引き続き9月まで、その分については来年度の当初予算のほうに計上を予定ということでございます。

以上が詳細説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。ちょっと尋ねします。

この応援給付金事業ですけれども、これ、今説明聞いておきますと、今年度は遡ってということありますけれども、これ、今年度限りなのか、それとも来年度以降も継続的な支援なのか、一部、来年度からも予算措置ということをお聞きしたけれども、来年、再来年とずっと続いていくものなのかということをお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。国の補正予算関係につきましては来年の9月までということになっておりますが、この事業の目的が継続的にそういった子育て支援を強化していくところになっております。具体的に確定したものはまだ来ておりませんが、そういったところを加味して考えますと、9月以降についても継続的にあるというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） ありがとうございます。これ、続けることは当町にとっても非常に大事なかなと思っております。それと、現金給付は当面の間採用するという形になってます。国のほうとしては、将来的にクーポン券などを求めているんですが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 小島議員の質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

神河町としましては、先ほども説明させていただきましたように、現金給付ということで考えさせていただいております。といいますのは、やはり子育て期におきますお母様方におきまして、自由に利用できるようにいうことで、ベビーカーであったりとかチャイルドシートであったりとか、本当に必要なものが買えるようにいうことで、当面の間は現金給付ということで考えさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。資料の 9 ページにこの事業のポイントがまとめてあるんですけども、給付のことは理解できたんですが、左側に伴走型相談支援ということがあります。面談実施のタイミングということで 3 点あるんですけども、神河町の今の現状を、この制度を入れるまでの現状、そして、この制度が入ることによってどう充実するのか、その点を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課特命参事、木村でございます。先ほどの澤田議員の質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

神河町としましては、平成 28 年度に子育て世代包括支援センターを立ち上げておりまして、この事業が始まるまでにも、母子手帳交付におきましては、対面で全員行っております保健師が母子手帳交付を配付させていただきまして、面接相談をさせていただいております。また、出生後におきましては新生児訪問、1 か月までが主なんですけれども、その後 1 か月までに訪問できない方におきましては乳児全戸訪問いうことで、4 か月までには全数、対面で訪問等をさせていただいているような状況にあります。

ただ、妊娠 8 か月におきましては必要な妊婦さんのみの訪問、対面相談とさせていただいておりますので、その点におきましてはさらに充実していかないといけないかなと思っております。

また、アンケートをそれぞれ妊娠時、それから妊娠 8 か月、出生後という形でアンケート調査を実施していくということなんですけれども、アンケート調査におきまして

も、妊娠時、出産後アンケート調査を行いながら、お母さん方の心の状態とかいろいろな支援に相談乗らせていただいておりますが、妊娠期におけますアンケートは実際実施しておりませんでした。その分に関しては、また、アンケートも実施しながら支援いうことになるかと思えます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ということは、母子手帳交付から出生されて1か月後の間については、必要な方のみ今はやった。その間について、現状では何か不安なこととか困り事があれば、実際受診されている産科のほうでいろいろと相談されてるということなんですか。求めに応じて今も保健師さんがそういう対応をされてるのかどうか、個々に。それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 先ほどの説明がうまくできてなくて申し訳ございません。妊娠届時、それから、出産後の訪問におきましては全数行っております。また、必要な方におきましては、出産後、養育支援ということで病院から直接連絡がある方もあります。ただ、母乳相談であったりとかおっぱいの不安のある方に関しましては、助産師訪問というような対応も取らせていただいているような状況です。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） もう一回ありますんで。私が質問したことが全然伝わってないんですけども、要は今、核家族化で、妊娠されてる期間においても皆さん不安なわけですよ。そういう方々の支援するために、いつでも来てくださいよという体制が今できてるかどうかということをお聞きしたいんですわ、妊娠期に。今必要な方について、8か月のところで必要な方については面談してるということやったんですけども、そういう不安な方はいつでも健康課のほうに声かけてくださいよということが、母子手帳交付時にそういうことが伝わってるかということをお聞きしたいんです。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 失礼しました。妊娠期におきましては、妊婦さんの教室を開催させていただいたり、両親教室というのでも開催させていただいたりとかしております。必要時に、母子手帳交付時にも対面で行っておりますので、子育て世代包括支援センター、何かあれば支庁舎のほうに来てくださいうことで子育てガイドもお渡しさせてもらったりとかして、連絡が常に取れるような形でさせていただいております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。



〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第121号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第121号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第10 議員派遣の件

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第11 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

これをもって第110回神河町議会定例会を閉会します。

午前11時26分閉会

---

## 議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は12月7日に開会され、本日までの15日間の会期でありました。町長から提案されました議案は、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定の件や、最終日に追加提案された一般会計補正予算（第8号）などの計27件でありました。

神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例制定、神河町体育施設設置条例の一部改正、一般会計補正予算（第7号）は総務文教常任委員会に付託し、いずれも精力的に審査をしていただきました。その御苦勞に対し厚くお礼申し上げます。

さて、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例は委員会否決、また、本会議でも否決されました。提案理由である子育て支援、物価高騰対策での自転車購入費補助の必要性は各議員とも十分に理解をするが、物価高騰の影響を受けている、また、子育て支援を必要とされているのは自転車通学の方だけではなく、子育て世帯全てであること。また、本条例案では自転車通学生全てが対象になっておらず、不公平であることが否決の大きな理由であったかと思えます。

条例は、世情や時代背景などにより、すぐわなくなれば改正はするものであり、町長が言われているスピード感のある対応は必要ではありますが、制定当初から改正を前提とした提案では、議会としても否決せざるを得ません。執行部にはそのことを常に念頭に置いていただいて、十分に議論、精査していただいた上での提案をお願いしておきます。

全議案とも議員各位の終始極めて慎重なる審議によりまして、適正、妥当な結論が得られました。議員各位の御精勵と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

また、一般質問には3名が登壇し、町政全般を執行機関にただし、議員自らの政策提言を行いました。

町長はじめ、執行部各位には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で挑んでいただきましたこと、深く敬意を表します。

審議の過程において、議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

間もなく2022年が終わりを迎えようとしています。2022年2月に突然始まったロシアによるウクライナ侵攻はいまだ続いており、ウクライナに住まわれる方々の人権を侵し続けています。また、2020年1月に日本国内で初めての新型コロナウイルス感染者が確認されてから3年を過ぎようとしています。終息の兆しは見え、猛威を振り続けています。世界情勢が不安定になることによる物価高騰などで皆様の生活にも影響が出ています。12月2日に成立した国の補正予算では、様々な物価高騰対策が打ち出されましたが、決して十分とは言えず、さらなる対策を期待するところであります。

神河町としても、町民の方々が安心して暮らせる神河町づくりのための令和5年度予算編成をお願いするとともに、議員各位におかれましても、より一層町民の方々に寄り添い、行政との橋渡し役として、小さな声でも行政に届くように御精励賜りますことを改めてお願いいたします。

寒さも厳しさを増し、本格的な冬になってまいりました。皆様方には体調に御留意され、住民福祉の向上と町政発展のためにますます御尽力賜りますよう御祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第110回神河町議会定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

12月7日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には、本会議並びに委員会を通じ、慎重審議くださいました御苦勞に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

今期定例会は、第96号議案、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例を除いて、令和4年度各会計補正予算をはじめとした案件につきまして、原案どおり御承認、可決いただき、誠にありがとうございました。

執行部といたしまして、今定例会で議員各位より頂戴しました御意見、御提言を真摯に受け止めながら、より一層適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。

否決となりました第96号議案、神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例につきましては、現在、兵庫県下では、豊岡、宍粟、佐用の3市町で自転車通学補助を実施している状況下でのこのたびの条例化であります。このことにつきまして、執行部といたしましては残念な思いでございます。

そこでまず確認しておかなければならないことは、議案については、定例会、臨時会において町長が提出して審議いただくものであり、常任委員会において審議、審査はできないこととなっております。このことは過去においてそうでありましたし、事前審査となるものについては、委員会での案件として扱われないものとなっております。

したがって、各議員より、このたびの第96号議案は性急過ぎる、唐突過ぎるとの多くの御意見、さらには、出来レースであるとの発言までがありました。議会運営ルールから申し上げれば、今回の議案提案はルールにのっとり、スピード感を持って提案させていただいたものであり、何一つ問題ないということでもあります。

さて、本会議での提案説明、質疑応答、議案審議の総務文教常任委員会での議論で訴えさせていただきました人口減少対策、地域創生総合戦略の目標値に対する神河町の現状について、特に人口動態での自然増減の出生数の目標80人に対して、50人前後の実態。社会増減をプラス・マイナス・ゼロの目標に対して、改善してきているものの、

マイナスの実態にあります。

そのような状況の中で、神河町地域創生総合戦略は待ったなしの状況であり、そのためには危機意識を一人一人が強く持ち、2050神河将来ビジョンで描く持続可能な神河町を創造するためには、世代交代が繰り返し可能となる、将来を担う子供たち及び若者世代の移住定住政策の強化にあります。

コロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻等による将来不安に加えて、さらに経済不安と燃料、物価の高騰など、地域創生推進のアクセルとなる要素にブレーキがかかる情勢であるからこそ、今やらなければならないことは、勇気とスピード感を持ってブレーキを外して、さらにアクセルを踏むことにあります。

情勢は刻一刻と変化をしてまいります。その時々的情勢を的確に捉え、それを政策に反映することこそが今私たちに求められていると確信しています。そして、一刻も早く、気づいたことから着手することが極めて重要です。このことを一人一人、そして、全体で共有し、確認して、今後の町政運営に反映させることを強く願うものでございます。

議員各位には、今後とも2050神河将来ビジョンで描く持続可能な町、神河町実現のために格別の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今年を振り返ってみますと、昨年につき、新型コロナの感染拡大と抑制を、繰り返しはありましたが、ようやく行動規制をかけずに、とにかく経済を回していくことを優先した国内情勢となっています。現在、第八波という状況ではありますが、引き続き、感染対策の意識を常に持ちながらの行動が一人一人に求められています。

そんな中、2月には突如としてのロシアによるウクライナ侵攻は今もなお終わる気配は見えていません。また、北朝鮮による再度にわたる日本列島通過、あるいは日本近海海域へのミサイル発射などで世界経済の不安定要素拡大、日本における物価の高騰による日常生活への大打撃など、不安定な状況が続いています。

一方、明るい話題もありました。1月に開催された冬季オリンピックでのスキージャンプ、スノーボード、スピード、フィギュアスケートを中心とした日本選手団メダルラッシュの大活躍。あるいは、サッカーワールドカップでの日本選手の大健闘に大いに日本中が沸き返り、私たちにたくさんの感動と勇気を与えてくれました。

神河町に目を向けてみますと、スポーツでは神河町の子供たち、大活躍してくれています。また、小規模校である長谷小学校では、神戸情報大学院大学との連携協定を入口として、ラジオを通じた、世界へ情報発信授業での子供たちの成長に驚きを隠せません。子供たちの可能性は無限大です。5シーズン目の峰山スキー場はインバウンドが期待できない中ではありましたが、6万3,000人の過去最高の入り込み、売上げ。あわせて、ホテルも夏場のアウトドアブームもあり、こちらも過去最高の売上げとなっています。越知谷小学校跡地活用の越知谷キャンプアグリビレッジ、川上小学校跡地活用の食用コオロギ養殖とこおろぎあられ、コオロギジェラート、長谷駅前の野菜加工の食品トレー工場など、新たな地域創生、地域活性化の動きは加速しています。

次に、今年で6シーズン目となります。峰山高原リゾートホワイトピークでは、12月10日、安全祈願祭が開催され、以降、人工降雪機のフル稼働により、予定より1日遅れではありましたが、18日、サウスコースでのオープンの運びとなりました。真っ青の青空の下、ホテル前の中央駐車場は満車状態でスタートを切ることができました。兵庫県下では現在、六甲、ハチ・ハチ北、そして峰山の3か所の営業にとどまっており、改めて、企業戦略はもとより、峰山高原ホワイトピークの標高930メートル、京阪神、近畿、最近では中国、四国地方からの来場などの地理的条件を含むポテンシャルの高さを感じ取ることができました。今週末も寒波が予想され、徐々にインバウンドも戻ってきます。今シーズンも大いににぎわいを見せることと期待しています。

また、一方で、町内全域の道路の除雪作業につきましても、万全の態勢で対応させていただきます。

結びに、これからは明らかにコロナと一緒に、いわゆるウィズコロナの視点で、神河町「ゼロカーボンなまち宣言」を基本に、本年度策定する2050神河将来ビジョンとSDGs、カーボンニュートラル2050を中心とした地域創生、地域活性化の具体策を今年度残された期間に全力を挙げることに。そして、それらを新年度予算編成につなげていかなければなりません。

今年も残すところ僅かとなりました。今週末からさらに寒さが厳しくなっており、議員各位には、健康管理十分にさせていただきますとともに、今年1年間の町政運営に対しましての御支援、御協力に心から感謝するとともに、来年におきましても引き続きの御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、そして、皆様と共に素晴らしい新年が迎えられるよう御祈念申し上げます、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前11時41分

---